



ふるさと納税のすゝめ

おおはし ちか
大橋 知佳

一般財団法人日本経済研究所 地域未来研究センター 副主任研究員

はじめに

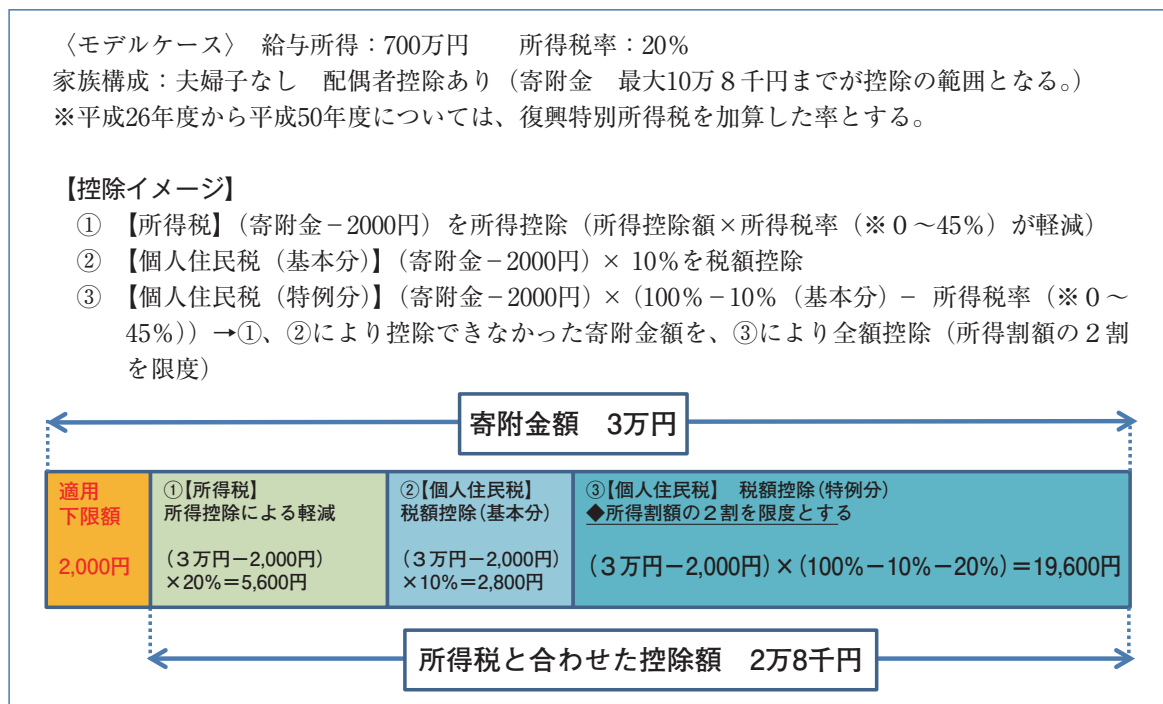
昨年、人口減少による地方消滅危機に警鐘を鳴らした日本創成会議のレポートを受けて、地方では、雇用創出、地方への人の流れ、そして結婚・出産・子育てを支援する仕組みなど、「地方創生」への取り組みが求められている。そうしたなか、寄附金控除上限額約2倍への拡大措置（2015年税制改正）や、自治体からの魅力的な特産品等の御礼品を受けて、「ふるさと納税」の人气が高まり、ブームの兆しが見える。本稿では、「ふるさと納税」の仕組みを概観した後、ふるさと納税を活用した地域活性化の先行事例などを取り上げ、「地方創生」に向けたヒントを探っていくこととする。

1. ふるさと納税とは

ふるさと納税は、2008年5月1日に正式に開始された制度である。大都市圏と地方の税正格差を埋める目的で、福井県知事の西川一誠氏によって発案され、2007年5月に第1次安倍内閣当時の菅義偉総務大臣が具体的な制度設計を指示し、同年6月にふるさと納税研究会（総務省）が設置された。その後、2008年度の地方税法改正により制度化され、現在に至っている。

ふるさと納税の仕組みを以下にモデルケース（図表1）として示す。都道府県や市区町村に対して寄附（ふるさと納税）を行うと、寄附金のうち自己負担額の2,000円を超える部分について、一定の上限

図表1 ふるさと納税の仕組み（モデルケース）



出典：総務省 HP 資料を元に筆者作成



【大橋知佳氏のプロフィール】

財団法人日本経済研究所地域未来研究センター副主任研究員。
立命館大学法学部国際比較法専攻卒業。
システム会社、医療系出版社を経て、2008年財団法人日本経済研究所入所。
調査第4部、調査第3部研究員、事務局事業部研究員等を経て2014年より現職。

(図表2参照)まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除されるようになっている。控除された金額のうち、所得税控除額分①が自身で指定した口座に振り込まれ、個人住民税控除額分②、③が住民税から還付される。控除を受けるためには、寄附をした翌年に確定申告を忘れずに行うことが必要

であったが、2015年4月1日以降、確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、納税先に申請することにより、確定申告不要で控除を受けられる特例(ふるさと納税ワンストップ特例制度)が創設されている。

図表2 全額控除される寄附金額の目安(2,000円を除く)

- 給与所得者の場合(給与収入のみ。住宅ローン控除等を受けていない。)
- ※「夫婦」はどちらかに収入がなく、配偶者控除を受けている場合
- ※「共働き」は配偶者控除を受けていないと仮定(配偶者の給与収入141万円以上)
- ※高校生は「16歳から18歳の扶養親族」、大学生は「19歳から22歳の特定扶養親族」を指す
- ※中学生以下の子供は、計算上、加味しない
- ※年金収入のみの場合や事業者の場合、数字は異なる

2015年1月1日より(単位:円)

		寄附者の家族構成					
		独身又は共働き	夫婦又は共働きで子1人(高校生)	共働きで子1人(大学生)	夫婦+子1人(高校生)	共働きで子2人(大学生と高校生)	夫婦+子2人(大学生と高校生)
寄附者本人の給与収入	300万円	31,000	23,000	19,000	15,000	10,000	4,000
	350万円	38,000	30,000	26,000	22,000	17,000	9,000
	400万円	46,000	38,000	34,000	30,000	25,000	17,000
	450万円	58,000	46,000	42,000	38,000	34,000	25,000
	500万円	67,000	59,000	52,000	46,000	42,000	33,000
	550万円	76,000	67,000	64,000	59,000	52,000	42,000
	600万円	84,000	76,000	73,000	68,000	65,000	53,000
	650万円	107,000	85,000	82,000	77,000	74,000	65,000
	700万円	118,000	108,000	105,000	86,000	83,000	75,000
	750万円	129,000	120,000	116,000	110,000	107,000	85,000
	800万円	141,000	131,000	128,000	122,000	118,000	109,000
	850万円	152,000	143,000	139,000	133,000	130,000	120,000
	900万円	164,000	154,000	151,000	145,000	141,000	132,000
	950万円	176,000	167,000	163,000	157,000	154,000	144,000
	1000万円	188,000	179,000	176,000	170,000	166,000	157,000
	1500万円	394,000	382,000	378,000	371,000	366,000	355,000
	2000万円	572,000	560,000	556,000	548,000	544,000	532,000
	2500万円	858,000	845,000	840,000	831,000	826,000	813,000
	3000万円	1,062,000	1,048,000	1,043,000	1,035,000	1,030,000	1,016,000
	3500万円	1,265,000	1,252,000	1,247,000	1,238,000	1,233,000	1,220,000
4000万円	1,468,000	1,455,000	1,450,000	1,441,000	1,437,000	1,423,000	
4500万円	1,865,000	1,850,000	1,845,000	1,835,000	1,830,000	1,627,000	
5000万円	2,092,000	2,077,000	2,072,000	2,062,000	2,057,000	2,042,000	
6000万円	2,546,000	2,531,000	2,526,000	2,516,000	2,511,000	2,496,000	
7000万円	3,000,000	2,985,000	2,980,000	2,970,000	2,965,000	2,950,000	
8000万円	3,454,000	3,439,000	3,434,000	3,424,000	3,419,000	3,404,000	
9000万円	3,908,000	3,893,000	3,888,000	3,878,000	3,873,000	3,858,000	
1億円	4,362,000	4,347,000	4,342,000	4,332,000	4,327,000	4,312,000	

出典:総務省HP資料を元に筆者作成

2. 最近の傾向

(1) 寄附金額と利用者数の推移

ふるさと納税が導入された初期の3年間（2009～2011年度）は、寄附金額や利用者数は横ばいで推移していたが、2012年度には急激に増加し、対前年度比で寄附金額は約10倍、利用者数は約22倍もの伸びを示している（図表3）。これは、2012年から自己負担分の適用下限金額が5,000円から2,000円に引き下げられたことが大きな要因である。また、2011年3月に発生した東日本大震災の被災地支援の気運が高まり、ふるさと納税等を通じて社会貢献しようとする人達が増えた結果と推察される。さらに、3年間の試行錯誤を経て、各自治体の積極的なPRによって、魅力的な御礼品が増えてきたことも寄附金額や利用者数の増加につながり、導入初期の2009年度と比較すると、2014年度には寄附金額が約2倍、利用者数が約4倍となった。

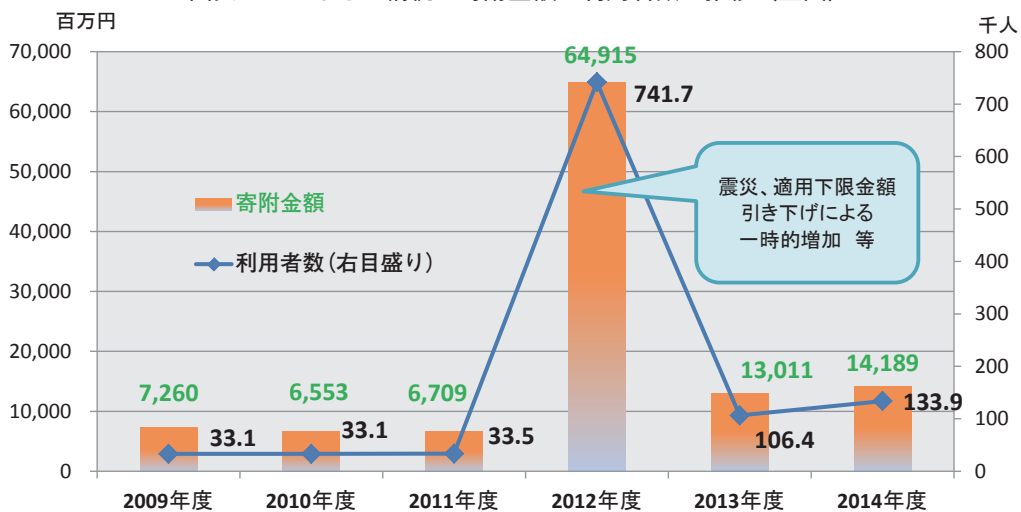
2015年1月1日からは、控除を受けられる寄附金

額の上限枠が約2倍となったため、2015年度は高い伸びが期待できそうである。

(2) 都道府県別

図表4は、ふるさと納税が開始された2008年度と5年後の2013年度の都道府県別の「ふるさと納税額」上位10件の比較を表している。ふるさと納税では、都道府県と市区町村が別々に寄附金を受け付けている。週刊ダイヤモンドの記事（2009年10月3日）によれば、制度開始の2008年度に1位だった栃木県では、同県出身の大塚商会会長が個人で寄附した2億円が大きな割合を占めており、2位の大阪府も、当時の橋下徹知事の大ファンである80代の女性が、リュックサックに1億円を詰めて寄附に訪れたという。3位の岡山県も同様に億単位の大口寄附者が現れたことが順位を押し上げる結果となった。一方で、4位の鹿児島県は、1～3位に見られるような特殊な要因が無く、件数を地道に積み重ねた結果、795件もの応募があり、ふるさと納税制度を上

図表3 ふるさと納税 寄附金額と利用者数の推移（全国）



※各年度はそれぞれ前年の1月から12月までにされた寄附のうち、寄附金控除の申告があった寄附金を集計

出典：総務省 HP 資料を元に筆者作成

図表4 都道府県「ふるさと納税額」ランキングの推移 2008年度と2013年度の比較

順位	2008年度			2013年度		
	都道府県	金額(百万円)	件数	都道府県	金額(百万円)	件数
1	栃木県	224	30	鳥取県	336	24,198
2	大阪府	157	505	岩手県	116	1,935
3	岡山県	108	71	福島県	79	1,352
4	鹿児島県 ^{*3}	63	795	熊本県 ^{*3}	60	1,852
5	香川県	42	130	鹿児島県 ^{*3}	54	824
6	福井県 ^{*3}	34	472	宮城県	47	403
7	徳島県	28	148	長野県	44	3,470
8	熊本県 ^{*3}	20	360	徳島県	43	212
9	埼玉県	18	258	福井県 ^{*3}	40	286
10	神奈川県	15	52	栃木県	34	58

※1 2008年度、2013年度共にランクしている都道府県を囲み線にしている。

※2 「ふるさと納税」の額について公表している都道府県を対象にランキングしている（青森県、東京都は非公表）。

※3 福井県、熊本県、鹿児島県の3県は、県内市町村分の寄附金も受け付けているため、それらの金額を含んだ数値となっている。

出典：ふるさと納税情報センター（福井県観光営業部）を元に筆者作成

手に活用して寄附金を集めた優秀な自治体という評価につながった。その背景には、県人会の結束力や出身者の郷土愛の深さなどが関係している。

ところが、2013年度になると2008年度1位の栃木県が10位に下がっており、2008年度に10位以内にランクしていた5県のうち、唯一、熊本県の順位が上がっているが、これは「ご当地キャラクターとして有名になった『くまモン』人気に加えて、県人会などの交流を通して地道な広報活動に力を入れた結果」（熊本県総務部税務課）だそうである。

2013年度に新たに10位以内にランクインしたのが、鳥取、岩手、福島、宮城、長野の5県である。岩手、福島、宮城の東北3県は、被災地復興支援としての要因が強い。鳥取県では、金額に応じた特典を豊富に提供しており、寄附者への御礼品の充実を図るために、御礼品の提供企業を募集した「鳥取県ふるさと納税パートナー企業」などの取り組みが功を奏しているものと考えられる。長野県の場合、「2012年から特色ある御礼品を目指して品目を増やし、知事が自らふるさと納税のPR活動を行うなどした結果、寄附金額が増えた」（長野県総務部税務課）そうである。今後、北陸新幹線の開通等に伴

い、長野県を含む北陸地方への関心が高まりそうな気配である。

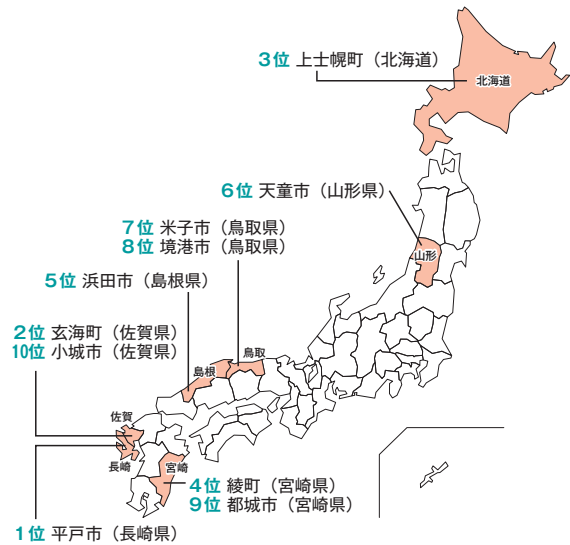
(3) 市区町村別

図表5は、公式なデータが整備されていないなか、西日本新聞独自の取材に基づく2014年12月時点のふるさと納税額上位10市区町村ランキングであるが、地域別に見ると九州地方の人气が高くなっている。1位の平戸市（長崎県）は前年の寄附金額26倍に達する10億円を突破し、寄附金額が住民税を上回った。10億円突破は、全国の自治体でも初めての快挙となった。人气が高まった要因は、2013年8月に寄附金額に応じたポイントを寄附者に付与し、ウチワエビ、平戸牛などの御礼品をカタログから自由に選択できるシステムを導入した反響が大きく、ポイント付与率の引き上げや御礼品の充実化、クレジットカード払いの導入なども功を奏しているようである。例えば、所得の関係で、ふるさと納税の上限額が年間およそ1万円の人が、3万円納税相当の御礼品が欲しい場合、平戸市であれば3年間継続することで、3万円納税相当のポイントがたまり、目的の御礼品を手に入れることができるようになって

図表5 ふるさと納税額 上位10市区町村

順位	市区町村	金額(百万円)
1	平戸市(長崎県)	1,024
2	玄海町(佐賀県)	874
3	上士幌町(北海道)	829
4	綾町(宮崎県)	710
5	浜田市(島根県)	542
6	天童市(山形県)	420
7	米子市(鳥取県)	413
8	境港市(鳥取県)	364
9	都城市(宮崎県)	359
10	小城市(佐賀県)	356

出典：西日本新聞 電子掲載版(2014年12月23日付)



図表6 ポータルサイト「ふるさとチョイス」

出典：「ふるさとチョイス」<http://www.furusato-tax.jp/>

いる。

また、2～5位の玄海町(佐賀県)、上士幌町(北海道)、綾町(宮崎県)、浜田市(島根県)は、株式会社トラスバンク(東京都渋谷区)が開設・運営している、ふるさと納税に関する情報を集約した便利なポータルサイト「ふるさとチョイス」内(図表6参照)のPV(ページビュー)数月間ランキ

ングでも常に上位に位置しており、魅力的な御礼品人気の高さが伺える。ちなみに同社は、ICTを通じ地域とシニアが元気になるサービスを提供している。特に、玄海町、上士幌町は2014年1月より、PV数月間ランキング1位を累計3回獲得した自治体であり、「ふるさとチョイス」サイト内において“殿堂入り”を果たすほどの人気ぶりである。

3. ふるさと納税の事例紹介

(1) ふるさと納税の使用目的

ふるさと納税は、納税を受ける自治体において様々な目的に使用されている。ふるさとチョイスHPサイト内では、地域や特産品から寄附対象自治体を選択する以外に、「使い道から選ぶ」カテゴリがあり、その対象は、自然保護、伝統を守る、NPO・各種団体支援、文化・教育・生涯学習、医療・福祉、観光、スポーツなど多岐にわたっている。

例えば、福島市（福島県）では、震災復興支援の一環として、『ふるさと・復興』応援が設定されており、学校施設補修事業や文化施設・文化財の補修事業に寄附金が活用されている。被災地支援やボランティア等に関心があっても、何からどのように始めたらよいかわからない人でも、ふるさと納税を通じて復興支援への参加が可能となっている。

また、軽井沢町（長野県）では、教育支援の一環として「育もう教育と文化」に取り組み、2014年8月に町内に開校した全寮制のインターナショナルスクールで、日本初の1条校¹となったISAK（インターナショナルスクール・オブ・アジア軽井沢）を応援校に認定し、寄附総額の3分の2を補助金として活用している。

この他にも、ユニークな使い道として、十日町市（新潟県）では、2000年に地域振興事業の一環として始められた、3年に1度開催される里山を舞台にした現代アートの祭典「大地の芸術祭」の開催や作品の維持管理のための経費に寄附金を活用している。

(2) ふるさと納税活用による地域活性化の先行事例 制度創設からの期間は短いものの、全国各地では

ふるさと納税による地域活性化の先行事例も生まれている。ふるさと納税ランキングで1位となった平戸市（長崎県）は、あまりの人気ぶりに御礼品の発送が追い付かない状態で、嬉しい悲鳴が上がるとともに、ウチワエビ、サザエ、カキなどの海産物を詰め合わせた「平戸瀬戸物語」などの御礼品の生産販売を通じて新たな雇用も生まれつつあるという。同市財務部企画財政課ふるさと納税推進班によれば、「人口の流出が続いていた街にも活気が戻り、住民の気持ちも明るく前向きに変化してきた」そうである。

また、東川町（北海道）は、町内に上水道、鉄道、国道の3つのインフラが存在せず、交通アクセスや利便性には恵まれていないにも関わらず、宿泊券の無料配布や地元で収穫した旬の野菜など、ご当地で獲れた特産品の評判が納税リピーターを呼び込み、地道に地域振興のPR活動等を積み重ねてきた結果、およそ10年前に7,700人だった定住人口が、2014年の4月には7,909人に増えた。

阿南町（長野県）では、ふるさと納税導入以前は地域の高齢化が進み、休耕田が増えていたが、寄附金1万円で20kgの米を特典としたふるさと納税をきっかけに、米の需要が急増したため、水田を再開するなど、新たな雇用を生み出している。

綾町（宮崎県）は、「照葉樹林都市」を名乗り、県内でも有数の観光地となっており、宮崎特産のマンゴーや日向夏、野菜や米、焼酎など29種の特産品のPRをはじめ風土の生かし方が優れた自治体である。町では、地元のブランド牛である綾牛を特典としたことで人気が集まった結果、2014年度の寄附金額は約7億円に上り、町の固定資産税や住民税とほぼ同額となった。

¹ 学校教育法第1条に定められた学校で、日本の高校卒業資格を得ることができる。

4. ふるさと納税のメリット・課題

(1) ふるさと納税のメリット

ふるさと納税のメリットとしては、以下の3点が挙げられる（図表7）。

①については、前述したとおり、年収に応じた上限額の範囲内であれば、実質2,000円でふるさと納税を行うことが可能であり、控除金額分は住民税等に還付される。②は、全国約1,800市町村のうち約5割の自治体で様々な魅力的な内容の特典を用意しており、納税者は寄附金額に応じた特典を選ぶ楽しみが持てる。③は、納税者が自分で税金の使い方を指定し、自然保護や医療・福祉分野、復興支援等に貢献することができる。

その他に、様々な事情により転居・転勤等を経験した人達や、東京都出身者など、ふるさとを明確に決めることができない人達でも、好きな自治体を選んで自由に寄附をすることができる。また、複数の自治体に分散して寄附を行い、特典を複数の自治体から受け取ることもできる。

図表7 3つのメリット

- ① 税金が控除される
- ② 特典（特産品）がもらえる
- ③ 税金の使い方を選択できる

（筆者作成）

(2) ふるさと納税の課題

ふるさと納税の課題としては、次の3点が挙げられる（図表8）。

まず①は、ふるさと納税検討段階当時、ふるさと納税を個人住民税として捉えた場合、行政サービスは自分が現在住んでいる自治体から受けることが原則であるため、「ふるさと」の名称が付いてはいる

ものの、居住していない自治体に納税することは税の「受益と負担の原則」に反するのではないかと、という議論があった。この問題を解決するために、納税ではなく寄附金という形式に変更し、税控除が受けられるようになった経緯がある。

次に②では、より多くの寄附を集めようと、地域の特産品を寄附の御礼品として贈る自治体が増え、自治体間の競争が過熱して特産品の豪華合戦になってしまっており、2015年の衆議院予算委員会でも、ふるさと納税で過度に高額な御礼品が存在することについて、総務大臣から良識ある対応を求める発言があった旨の報道がなされている。納税者が豪華な特典品欲しさに寄附を行うことは、「ふるさとを応援する」、「地域の発展のために志を贈る」という本来の趣旨からかけ離れてしまう懸念もある。

最後に③では、寄附を受ける自治体は、御礼品の充実よりも寄附の使い道を明確にし、どのような成果につながるのかを説明することが求められている。ふるさと納税は、唯一、寄附金の使い道を納税者が主体的に指定することができることから、税の使い道が見える制度となっている。全ての自治体で寄附金の用途を選択できるわけではないが、今後は御礼品の充実ばかりでなく、寄附金の使い道の多様化を図ることで、納税者の選択肢が更に増えることが望まれる。

図表8 3つの課題

- ① 受益と負担の原則に反する
- ② 特典競争の過熱
- ③ ふるさと納税の用途が分かりにくい

（筆者作成）

おわりに

ふるさと納税は、創設されてから10年にも満たないため、今後、5年先、10年先を見据えた発展など新たな展開が訪れるかもしれない。地域が消滅可能性の波に飲み込まれないためには、この制度をきっかけに、全国各地の自治体がふるさとの価値や魅力を再認識あるいは発掘し、その価値を多様な活動体によってブランド化するまでに高めて行けるかどうか懸かっている。地域がブランド化されれば、国内外を問わず地域外から人を呼び寄せることができ、リピーターの獲得にもつながり、資金の循環も生まれ、地域の自立性を養うことができる。

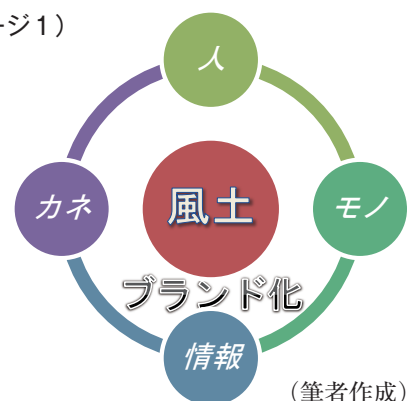
地域が持続可能な発展を遂げるためには、地域の歴史・風土・文化に着目し、他自治体との差別化・異質化を図り、「風土産業」の醸成に努めることが肝要である（図表9参照）。かつて昭和初期に長野県で活躍した地理学者である三澤勝衛は日本各地で「風土を生かせ」と説いて回っていたと言う。その根底には風土という「有価値・無価格」の物をできるだけ生産過程に織り込んでいくことが最良の道だという教えがある。地域も物質的な経済的価値と同時に、精神性を重視する社会的価値を創出する時期に来ているのではないだろうか。米ハーバード大学経営大学院マイケルE・ポーター教授は、この社会的価値を創出する動きを「共通価値の創造」(CSV: Creating Shared Value)と定義して、新しい資本主義を生み出す源泉とした。

実際に、自分自身でも、話題になっている平戸市（長崎県）と、幼少の頃に居住していた鏡野町（岡山県）、仕事で訪れた南相馬市（福島県）に納税した（図表10参照）。最初は手続きに時間が掛かって大変なのではないか、と思っていたが、ふるさとチョイス HP 内から10分程度で簡単に申し込むことができた。特に、南相馬市は震災で被害を受けた地

域である。震災前に仕事で関わっていただけに、何か支援ができないかとずっと気に掛かっていた。ふるさと納税のおかげで、微力ながら被災地復興等のために自分の寄附金が役に立てるのかと思うと、精神的な充足感があり、復興を目指して前向きに頑張っている南相馬市へ足を運んでみたくなった。ふるさと納税の魅力は、特典だけではない。自己満足に過ぎないかもしれないが、自分で寄附した地域（ふるさと）への愛着や親しみが湧いてくるから不

図表9 「風土産業」の醸成モデル

(イメージ1)



(イメージ2)



図表10 平戸市（長崎県）の寄附金受領証明書と特典カタログ



思議である。日常のささやかな出来事に過ぎないが、毎日の生活にも張りが出てきた。

今、地方創生の前に、ふるさとのもつ温もりや伝統などの無形の効用を見直し、心の豊かさにつながる地域活動が求められているのではないだろうか。今後、地方創生の鍵となる可能性を秘めたふるさと納税から、ますます目が離せなくなりそうである。

〈参考文献〉

- ・森永卓郎 2014年「年収300万円からのふるさと納税」ぱる出版

- ・高山一恵／森田悦子／有限会社ラケータ 2014年「初めてでもできる ふるさと納税 得とくガイド」スタンダード株式会社
- ・週刊ダイヤモンド「初めて尽くしのインター校 財界人やふるさと納税が支援」(2014年8月30日)
- ・週刊ダイヤモンド「ふるさとを救うあの手この手」(2009年10月3日)
- ・週刊ダイヤモンド「ふるさと納税はふるさとを救う!」(2009年10月3日)
- ・総務省「ふるさと納税研究会報告書」(平成19年10月)